

# 「みえ県議会出前講座」実施要領

## 1 目的

「開かれた県議会」に向けた県民への情報提供の推進、また真の地方分権、住民自治の促進を図るため、学校からの申込を受けて、児童・生徒・学生に対して、三重県議会の役割や仕組みについて、三重県議会を代表して広聴広報会議の委員が出向いて分かりやすく説明し、質疑応答を行うことにより、三重県議会をはじめとした地方自治に対する親近感を醸成するとともに、将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することとする。また、児童・生徒・学生の発達段階に応じた主権者教育、キャリア教育の重要性が提唱されていることから、「開かれた議会運営の実現」を基本方向とする三重県議会としても、学校が取り組むこれらの推進・充実に資するよう努めることとする。

## 2 講座実施のテーマとスタンス

- (1) テーマは、「県議会の役割と仕組み」とし、テーマ以外の申込があった場合でも、可能な限り対応する。

「県議会の役割と仕組み」

三重県の予算や条例が決まるまでの県議会の仕組み、県議会議員の役割、請願や陳情の提出方法、意見書や決議など、県議会の役割について説明する。

- (2) スタンスは、特定の政党色や思想から離れ、学校が実施する主権者教育やキャリア教育の推進・充実に資するよう努めることとする。そのため、講座を担当する議員は、政治的に争点となっている事柄等について説明を求められた場合には、原則として、様々な考え方が存在することを紹介することとすることとする。(このことは、講座開始前に明確に生徒等に伝えた上で講座を実施する。)

議員個人の意見を尋ねられた場合には、自分の意見を述べるができるが、その場合には、「主体的に行動する主権者を育てる」という主権者教育の趣旨を踏まえ、特定の意見に誘導することのないようにしなければならない。

また、講座を担当する議員は、発言に注意し、県民の議会に対する信頼が損なわれることのないよう十分留意するとともに、あるべき社会人・職業人としてキャリア教育におけるロールモデルとなれるようその言動に十分に配慮する。

## 3 出前対象

出前講座の対象は、県内における学校教育法に定める学校（幼稚園及び通信制を除く。）及び外国人学校で、在籍する児童・生徒・学生への教育の一環として各学校において設けられた授業の一時限とする。

なお、学校の申込により複数回の講座が必要なときは、この限りではない。

## 4 実施日時等

- (1) 実施日時は、原則として本会議や委員会等の開催日以外で、平日午前9時から午後5時までとする。

ただし、申込学校が定時制の場合は、この限りでない。

- (2) 申込は、原則として、実施希望日の1か月前まで受け付けるものとする。

## 5 申込の受付方法

申込は、三重県議会議長（以下「議長」という。）あてとし、別記様式により、Web フォーム、FAX、郵送又はeメールで、企画法務課において受け付ける。

## 6 講座実施に係る調整・決定

(1) 広聴広報会議座長（以下「座長」という。）は、議長の委任の下、広聴広報会議委員（以下「委員」という。）のうち、可能な限り特定の委員に依頼が偏らないよう配慮の上、申込学校が存する県議会議員選挙区から選出された委員以外の委員で、かつ異なる会派所属の委員複数に対して、講座の担当を依頼し決定する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。また、申込学校が大学の場合は、申込学校が存する県議会議員選挙区から選出された委員が担当することの可否について都度協議して決定する。

なお、議長は、申込学校に、開催日時、開催テーマ、講座担当の委員（講師）名を明記して決定の通知を行う。また、副議長は、全議員に、机上配付にて講座実施の通知を行う。その際、講座の見学はできない旨を配布物に記載する。

(2) 企画法務課は、講座の実施について総合調整を行う。また、開催日前に本要領等について講座を担当する委員に再確認するとともに、開催日は講座を担当する委員に随行し、当該講座の状況を広聴広報会議に報告する。

(3) 講座の傍聴については、学校側の負担を考え、派遣委員以外の議員は傍聴しないこととする。ただし、委員が今後の出前講座の勉強のために傍聴を希望する場合は、その旨を広聴広報会議で申し出ていただき、人数の調整を行った上で、派遣委員としての参加を決定する。その場合においても、学校の地元選出議員は参加できないものとする。

## 7 その他

特に要領に規定のない事項は、申込学校と企画法務課で協議して座長が定める。

附 則 この要領は、平成19年8月31日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年6月3日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年10月3日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年2月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年7月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年10月25日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年11月29日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年8月5日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年3月18日から施行する。

附 則 この要領は、令和8年3月18日から施行する。